一八四六年ケルン騒擾事件

はじめに

革以来の旧軍制をめぐる議論が激しく戦わされたことはあまり知られて 有する」の規定により一時的な治安維持装置として位置づけられた。 地区の市民軍を法秩序の維持、 定法が成立して、 が危機を迎えていた一〇月一一日、 のみを除いて修正されず、正規軍、後備軍という既成の軍制に次ぐ第三 葬り去られてしまう。 発点として認める、いわゆる「革命の承認」要求と共に多数派によって 国民軍として従来の常備軍を再編成することで軍制の根本的改革を目指 から三月革命を論理的出発点にして人民主権論を展開し、 議会は六月以降、三ヵ月余にわたって激しい論議を交わしたのである。 のであり、その軍制上の法的扱いを定める市民軍法案をめぐって、 をはじめとしてプロイセン王国の各都市にすでに市民軍が誕生していた いない。しかしながら、 した。しかし、彼らが提起した国民軍構想は、三月革命を議会自身の出 組織として市民軍を組み込む政府案が可決成立した。さらに革命情勢 政府提出の市民軍法案の審議の中で、民主派は政府案に反対する立場 一八四八革命期にプロイセン国民議会の憲法制定作業と関連して、 同法第二条「緊急の場合、 その結果、 同年三月一八日のパリケード戦以前にベルリン 生命財産の保護のために動員する権限を 市民軍の指揮官選出方法に関する問題 憲法制定時までの市民軍に関する暫 中隊長以上の将校は自分の 市民軍を軸に 国民 改

若 原 憲 和

八二

中央政府にとっても頭痛の種となっていたからである。 はなく、 ことが、 三月前期の社会的危機が同時に旧来の国家の暴力装置の危機でもあった ものであった。とりわけ一八三○年代以降は大衆貧困をはじめとする社 で劣悪な条件下にある警察組織では、 の役割はあくまでも軍の鎮圧活動の補完に限定されていた。このように は、守備隊の駐屯しないゲマインデのみに与えられたが、その際市民軍 マインデ当局からの要望が増加した。内務大臣による市民軍創設の許可 この時期、守備隊の駐屯や市民軍の創設許可をベルリン政府に求めるゲ 会問題の昂進によって食糧蜂起、民衆暴動、ストライキなどが多発した。 有力市民層とゲマインデ当局の一定の合意によって自発的に結成された 民軍は、深まる社会的危機の中で財産の保全と秩序の維持に心をくだく て浮上したわけではなかった。三月前期のプロイセン各地に誕生した市 ただけでなく、 ところで市民軍は三月革命によってはじめて誕生したわけではなかっ 郡・県・州の各行政当局や内務省官僚をはじめとしてベルリン 市民軍の誕生を促したひとつの背景となっていた。当時の弱小 その軍制上の性格をめぐる議論もまた三月革命期に初め 民衆運動を抑制する能力に十分で

このようなある種の機能不全状態に陥っていた旧来の暴力装置にとっな軍の鎮圧活動によって情況が逆にエスカレートする事態も生まれた。じくするために衝突を生むこともけっして珍しくなかった。まして残虐しかし、急派された軍隊の鎮圧活動と市民軍の活動は、その目的を同

となった一つの騒擾事件を取りあげてみたい。 となった一つの騒擾事件を取りあげてみたい。 となった一つの騒擾事件を取りあげてみたい。 となった一つの騒擾事件を取りあげてみたい。 となった一つの騒擾事件を取りあげてみたい。 となった一つの騒擾事件を取りあげてみたい。

的な問題が顕在化していくのか、この点に絞って検討を加えてみたい。都市ケルンで起こった民衆騒擾であるが、鎮圧のために出動した軍隊の水めた。しかし、事件そのものの事実関係は現在のところまだ知られてに叛徒への説得活動することによって事態の鎮静化を図るように政府にため本稿ではまず事件の後、非武装の『市民防衛委員会』が軍の投入前ため本稿ではまず事件の事実関係を追いながら、いかにして市民軍の投入前ため本稿ではまず事件の事実関係を追いながら、いかに出動した軍隊の不め本稿ではまず事件の事実関係を追いながら、いかにして市民軍の投入前の本稿ではまず事件の事実関係を追いながら、いかにして市民軍の投入前の本稿ではまず事件の事実関係を追いながら、いかにして市民軍の法を持ているのか、この事件は、一八四六年八月三、四日の二日間にわたってライン州のこの事件は、一八四六年八月三、四日の二日間にわたってライン州の

第一章 騒擾の概要

この報告書に基づいて事件の事実関係を辿ることにする。言を蒐集して編纂した『事件報告書』に詳述されているので、ここではテルンの騒擾事件は、事件直後に市民独自の調査委員会が数多くの証

八四六年ケルン騒擾事件

は格別なものとなり、『民衆祭』とも呼ばれていた。 は格別なものとなり、『民衆祭』とも呼ばれていた。

後、 隊のコントロール下にあったことになる。兵士一人の対人口比は、 また、六二の都市に後備軍が駐屯していた。ちなみに正規軍は一二万五 数三五○○人以上)のうち、一四八の都市に守備隊が配備されてい あった。一八四〇年の統計では、プロイセン全体で九八四の都市 八五一年当時のケルンにおける警察官の対人口比は、一:二一〇〇とプ 担う側から見れば、不測の事態への懸念を抱かせるに十分であった。一 に二人から五人程度の憲兵が配置されており、 であった。最後に憲兵について触れておくと、 ンの場合、 千人でベルリンに駐屯していた。総計して全都市人口の実に五三%が軍 圧する役割は守備隊や憲兵隊が果たすべきものと考えられていたからで 察には独力で鎮圧する能力がなかったからであるが、そもそも騒擾を鎮 兵が中心で、制服を身にまといサーベルと棍棒で武装していたが、 ったと言われる。平均的な警察官は、三○歳代から四○歳代程度の退役 ロイセン全体の平均レベルにあったが、量的・質的にきわめて弱体であ しかし、この騒々しさは近年とみに並はずれており、 現場の情況を幹部に報告する任務を与えられていた。もちろん、 一:二二であったので、警察官の対人口比のおよそ一○○倍 通例、 全国では将校を除いて約 守備隊不在の都市 街の治安維持を ケル 出動

は補足的な役割を与えられていたことがわかる。このように主たる治安維持、治安回復の任務は軍隊にあり、警察や憲兵増援を要請する。多くの場合、それと平行して守備隊の出動が図られる。群衆への威嚇や説得がなんら効果を見せない場合、さらに近隣の都市に群衆への威嚇や説得がいた。憲兵の場合、市長の要請で出動するが、一三○○人程度の隊員がいた。憲兵の場合、市長の要請で出動するが、

さて、事件の当日の情況に話を戻そう。市内の治安監視に当たる警察、さて、事件の当日の情況に話を戻そう。市内の治安監視に当たる警察、さて、事件の当日の情況に話を戻そう。市内の治安監視に当たる警察、

に終わる。 警部ルターが若干名の巡査と憲兵を引き連れて警戒にあたったが、平穏警部ルターが若干名の巡査と憲兵を引き連れて警戒にあたったが、平穏一八四六年八月二日日曜日、夕刻から人々が広場に集まりはじめると、

憲兵隊が剣(サーベル)を抜いて突撃を試みるが、少数のために退く。警備する警官隊に対する群衆からの投石、野次が発生。これに対して、群衆が集まる。若者たちも多く、爆竹、花火がうち鳴らされた。広場を八月三日月曜日の夕刻、市内中心部アルテンマルクト広場には多数の

抜剣攻撃が、 隊兵士によって逮捕、 から群衆を追い散らす。 から第二八歩兵中隊約五〇名からなる守備隊が出動、 同 りの角に歩哨が立ち、 夜九時半頃、 周辺の街頭で散発的に発生する。その後、 警部シュミッツとグロスの要請により、 暴行を加えられる。 一応この夜は平静を取り戻す。 一○時頃群衆は周辺の路地へ逃げ込むが、 群衆と守備隊との間で投石と アルテンマルクト 夜半にかけて各 要塞の兵営 守備

八月四日火曜日、守備隊は街頭から姿を消し、アルテンマルクトは再

があり、 鎮圧作戦が実施される。 そして多くの逮捕者を出して深夜一時頃ようやく騒ぎは収まった。 亡する。 なかったが、次いで周辺の街頭にも歩哨が立ち始めると、 が、夕方六時から七時にかけて、守備隊が再び出動し、 び祭りの舞台として賑やかさを見せるが、平静を維持していた。 とりわけ苛酷な様相を呈し、樽職人の死亡に加えて重傷者五名を数えた。 士と群衆との間で小競り合いが続いていたが、夜半に軍による本格的な るアルテンマルクト広場を閉鎖する。この時点では騒ぎはまだ起きて 守備隊による無差別の鎮圧作戦は、 昨夜と同じような事態が出現する。 その際、ひとりの無実の樽職人が犠牲となり死 広場の北西側入り口付近で 夜一二時頃まで、 祭りの舞台であ 群衆から投石 守備隊兵 ところ

八四

ら市民軍に治安維持が委ねられる。。さらに、夕刻、市参事会では、市民軍の部隊編成が決定され、この夜かさらに、夕刻、市参事会では、市民軍の部隊編成が決定され、この夜か けて午後三時、 て、市内から守備隊と憲兵隊が退却し兵営に引き上げることが決まった。 会議が開かれ、 会が開かれる。 市民が集まり、 八月五日水曜日、午前一一時、 また、軍隊の撤収と市民軍の設立が決議され、 午前中に決議された市民軍の設立が承認される。 ホールで軍隊の無差別的で残酷な介入に抗議する市 州長官、 守備隊司令官、市参事会・市長、警察幹部らの アム・ホーフにあるホテル・ハ これを受 ルフに 民集

隊にかわって市内の警備任務を市民軍が担うことを取り決める。 委員会が結成される。 状を中央政府に提出することを決議する。この時、 シュタインベルガーが軍司令官ルントと交渉して、 がなされるらしいという噂が広まり、 ともに、事件の事実究明を行って軍隊による市民への暴行を糾弾する訴 フ・ホテルに集まり、 八月六日木曜日、 午前一一時、 しかし、午後になると市民の間で軍隊の再度投入 衝突の犠牲者となった樽職人の葬儀を執り 市民軍として参集した市民が再び 市民軍各中隊の指揮官たちと市門 この夜も引き続き軍 そのための事件調査 行うと ハル

八月八日土曜日、この日も市民軍が歩哨任務を担当する。

市民軍の存続と事件調査委員会の活動を支持する決議を挙げる。 八月一〇日月曜日、夕刻、市民軍メンバーが先のホテルで集会を開き

運動を生み出した。

『動を生み出した。

『動を生み出した。

『動を生み出した。

『動を生み出した。

『の治安を呼んで軍の撤退と市民軍の承認を政府に要求する
は一週間にわたる市内の治安維持活動の実績を示して反論する。しかし、
は一週間にわたる市内の治安維持活動の実績を示して反論する。しかし、
は一週間にわたる市内の治安維持活動の実績を示して反論する。しかし、
は一週間にわたる市内の治安維持活動の実績を示して反論する。しかし、
は一週間にわたる市内の治安維持活動の実績を示して反論する。しかし、
は一週間にわたる市内の治安維持活動の実績を示して反論する。しかし、
は一週間にわたる市内の治安維持活動の
は一週間に対して、市民軍側

第二章 騒擾の端緒

げこゝこゝ。 擾そのものの発生から守備隊の出動に至るまでの数時間の経緯を取りあ擾そのものの発生から守備隊の出動に至るまでの数時間の経緯を取りある。先ず、騒ここでは事件の概要からいくつかの論点を取り出してみる。先ず、騒

らの野次と爆竹の音に晒される。このからかいに憤ったひとりの憲兵が すると、若者を中心とする周辺の群衆から注目を浴びることとなり、彼 サーベルを抜いて威嚇しようと、刀身を半分ほど抜いた時、 の警官隊を一団に整列させた上でバター売りの荷車近くに待機させた。 ツ警部一人であった。 倒的な群衆の圧力を前に警官隊は広場の背後にある市庁舎まで引き下が 石が起こった。双方の間に威嚇合戦ともいうべき情況が生まれたが、 た。 騒擾が発生した八月三日夕刻。この日の警備担当責任者は、 方、 広場北西方面でも別の事態が起こっていた。 彼は、 前日担当したルター警部とは違って、 北側のミユー 群衆から投 シュミッ 部下

った」。

は、夫と二人でこのアルテンマルクトにやって来ていた婦人に襲いかかは、夫と二人でこのアルテンマルクトにやって来ていた婦人に襲いかかった。逃げ遅れた人々が犠牲者となる。「サーベルで武装した騎馬巡査これが引き金となって、群衆から警備の警官隊を非難する声が大きくなこれが引き金となって、群衆から警備の警官隊を非難する声が大きくないた。逃げ遅れた人々が犠牲者となる。追いかけられた若者たちが笑と爆竹に怒って群衆へ突撃したのである。追いかけられた若者の朝しい通りに配置されていた憲兵隊のうち、ひとりの騎馬巡査が若者の嘲レン通りに配置されていた憲兵隊のうち、ひとりの騎馬巡査が若者の嘲

締まるべきだと述べている。花火の打ち上げは、一八三六年に当局によ ける。 になっていたが、 営と秩序」と題する報告によると、ある意味において些細な喧嘩や騒ぎ 民衆生活の監視方法を指摘できるだろう。地域民衆が教区祭、カーニバ 粗暴な鎮圧活動のイタチごっことも言える情況が、結果として、 って禁止されており、違反には最高五ターラーの罰金が科せられること たり投げたりする行為は「際限のない甘え」でしかない、 街頭では普通のことであると許容しているが、その際、花火を打ち上げ は起こりうるものであり、教養のない階級が多く集まる居酒屋、 と警察当局に見なされていた。事件の翌年三月に出された「教区祭の運 ル、収穫祭などで一定の空間に集まる場合、騒ぎが常につきまとうもの 実際に第二八歩兵部隊約五○名が広場に到着したのはこの頃であった。 ないと判断した二人の警部が、駐屯する守備隊司令官に出動を要請し、 集まっていた群衆の警官隊に対する非難を生みだした。任務を遂行でき が困難となっており、若者たちは広場に乾いた草を集めてそれに火をつ る場所に戻る。しかし、すでにエスカレートした事態を沈静化すること ここで見たように、 夜九時半頃、 あるいは警官隊めがけて投石を繰り返す。こうして、挑発行為と 広場北側で群衆を鎮圧した警官隊がシュミッツ警部 四六年の事件を受けて、 八月三日の騒擾発生の諸条件として、警察による もはや新たな法令を導入しな と厳しく取り ホール、

い限り禁止措置は役に立たないと認識していた。

八六

一八四六年の聖マルティン祭を迎えて、警察と市参事会は互いに協力して不審者をアルテンマルクト広場に入れないこと、そして民衆が広場が、事件は起きた。八月二日の警備方法は、広場の群衆に目立たない数ず、事件は起きた。八月二日の警備方法は、広場の群衆に目立たない数が、事件は起きた。八月二日の警備方法は、広場の群衆に目立たない数で、事件は起きた。八月二日の警備方法は、広場の群衆に目立たない数で、事件は起きた。八月二日の警備方法は、広場の群衆に目立たない数で、事件は起きた。八月二日の警備方法は、立る措置をとった。市内の周辺でたむろし、無用に歩かないように禁止する措置をとった。市内の周辺でたむろし、無用に歩かないように禁止する措置をとった。市内の周辺でたむろした。このことが、若者たちを挑密集した部隊という露骨な方法で誇示した。このことが、若者たちを挑密集した部隊という露骨な方法で誇示した。このことが、若者たちを挑密集した部隊という露骨な方法で誇示した。

多くの証言を基にして再構成してみよう。された、この二日間を軍の介入時期とし、『事件報告書』に収録されたたことはすでに述べたとおりである。そこで、軍による鎮圧作戦が実施軍が設立され駐屯守備隊と憲兵隊に代わって市内の治安維持を委ねられるて、二日間にわたる流血の惨事を経験したケルンに八月五日、市民

第三章 軍の介入

堂前広場まで及んだ。軍隊の介入権限について若干触れておくと、一八で歩哨に立っていた兵士たちに阻止され暴行を受ける。その範囲は大聖わり群衆の排除にとりかかった。また、広場入り口を封鎖して歩哨を立い、一八歩兵部隊のほかに第一六歩兵部隊の一個中隊をアルテンマルクトへ二八歩兵部隊のほかに第一六歩兵部隊の一個中隊をアルテンマルクトへ二人の警部から軍の出動要請を受けた駐屯軍司令部は、先に述べた第二人の警部から軍の出動要請を受けた駐屯軍司令部は、先に述べた第

あり、 方、 の治安維持活動における差は全くなかったと言えるだろう。 に出動する兵力は、中隊規模(約八○人から一○○人)で、 の立場から軍の介入を阻止する余地は実質的になかったと言える。 ができた。したがって、 そもそも軍司令官自身に与えられており、 が出されることもあり、さらに行政当局者が要請を躊躇して事態のエス 要請が出される。 応はケースバイケースであった。また、軍隊にも警察と同様の逮捕 れるが、「適切な手段をとること」と記されているだけで、 で威嚇することが通例であった。一八三七年に火器の使用規則が定めら カレートを招いた場合などは司令官独自の介入判断も許されていた。一 ら県知事、そして州長官へ決裁が上がり、軍司令官には州長官から介入 っていた。 九年の勅令によって、 ベルリンやケルンなどの要塞が置かれた都市では介入する決定権は 身柄を留置場へ連行することもできた。その意味で、 通常、 緊急を要する場合、郡長から直接守備隊司令官に要請 行政当局が守備隊の出動を要請するルートは、 警察は守備隊司令官に状況を報告する義務を負 いずれの場合においても市長・市参事会が住民 彼独自の判断で介入すること 実弾なしの銃 具体的な対 警察と軍隊

は場周辺に自宅がある市民にとって、これ以降体験した事実はすでに な場周辺に自宅がある市民にとって、これ以降体験した事実はすでに まで起こった。 ならに彼はその後兵営へ連行された上でゲベール銃の銃床で殴られた。 せに止められ、広場まで連行された上でゲベール銃の銃床で殴られた。 さらに彼はその後兵営へ連行された上でゲベール銃の銃床で殴られた。 さらに彼はその後兵営へ連行された上でゲベール銃の銃床で殴られた。 ならに彼はその後兵営へ連行された。事情を聞いた親類が未明にようや さらに彼はその後兵営へ連行された。事情を聞いた親類が未明にようや さらに彼はその後兵営へ連行された。事情を聞いた親類が未明にようや さらに彼はその後兵営へ連行された。事情を聞いた親類が未明にようや さらに彼はその後兵営へ連行された。事情を聞いた親類が未明にようや さらに彼はその後兵営へ連行された。事情を聞いた親類が未明にようや さらに彼はその後兵営へ連行された。事情を聞いた親類が未明にようや は、これ以降体験した事実はすでに

証言によれば、以下のような歩哨兵士による暴行が繰り広げられた。(ビュルガー通りとタッシェンマッヘル通りの角に住むひとりの市民の)

扱われたのです。これが私の家の前で起こった事実です。」衆はなんら反抗的ではありませんでした。それなのに兵士から手ひどく ずさりしました。なかでもひとりの武器を持った夜警が、すでに地面に とベッヒャー通りの間にピケが張られました。・・・部屋の中にいても 倒れている貧しい老人を警棒でひどく殴りつけていました。 防備の大人しい市民を無慈悲に斬りつけていました。妻たちは怖くて後 の市民がこの連中に捕まり、 ていないのに殴られ銃床で小突かれているのを見ました。そしてひとり 広場のあちらこちらから叫び声と、サーベルで叩く音が聞こえてきまし の後も市民への攻撃が続き、アルテンマルクトはもちろんのこと私の家 ところで騎馬憲兵が市民に向かってサーベルを振り回していました。 た。広場を通らなければ自宅へ戻れない善良な市民が、なんの挑発もし い叫び声を聞きました。 ○時頃、 家族と床に就こうとしていた時、 急いで窓から見ると、警官、 非人間的に扱われ、殴られていました。公 憲兵、夜警ら 少し離れ 恐ろ が

よってのみ可能となると警察当局が考えたとしたら、 入り口に来て、 る市民の不信感を生みだした。夜一○時半頃、フランツ・ラボー、 官である将校の命令によって行われたために、警察や軍そのものに対す がないが、それが命令を逸脱した一部の兵士によるものではなく、 てみるべきだ。」 し出された。「もし秩序と安寧が脅かされたとき、 命令で兵士にサーベルで斬りつけられたうえに取り囲まれて広場から押 兵士や憲兵による過剰な暴力の行使があったことは、すでに疑う余地 ・ヘル、ロブ・ロムベルクら六名の市民がアルテンマルクト広場 封鎖を解くようリーマー中隊長に抗議すると、 暴力の行使は怒りと煽動しか生み出さないことを考え 秩序の回復は暴力に それは教訓にもな 中隊長 テオ

翌四日、警察幹部の要請によって駐屯守備隊全部隊の本格的出動が行

八四六年ケルン騒擾事件

でシュヴァイネン宅に運び込んだが、その後病院で息を引き取った。が、再び兵士に銃床で打ちのめされた。多くの隣人たちがやっとのことりつけられ、逃げようとした際に兵士の銃剣で胸を突かれた。負傷したりつけられ、逃げようとした際に兵士の銃剣で胸を突かれた。負傷したりつけられ、逃げようとした際に兵士の銃剣で胸を突かれた。負傷したりつけられ、逃げようとした際に兵士の銃剣で胸を突かれた。負傷したが、再び兵士に銃床で打ちのめされた。多くの隣人たちがやっとのことが、再び兵士に銃床で打ちのめされた。多くの隣人たちがやっとのことが、再び兵士に銃床で打ちのめされた。多くの隣人たちがやっとのことが、再び兵士に銃床で打ちのめされた。多くの隣人たちがやっとのことが、再び兵士に銃床で打ちのめされた。多くの隣人たちがやっとのことが、再び兵士に銃床で打ちのめされた。多くの隣人たちがやっとのことが、再び兵士に銃床で打ちのめされた。多くの隣人たちがやっとのことが、再び兵士に銃床で打ちのめされた。多くの隣人たちがやっとのことが、再び兵士に対している。

についても蒐集されており、 りの四九番地の家の前で歩兵に捕まり、殴られた。 り返され、多くの負傷者が出た。とりわけ、 を受けた。そして、 自身による証言が寄せられており、それによると彼らは、ここでも暴行 わらず逮捕され、 実はかなり深刻であったことが推察できる。また、 ました。」同様の証言が、アルテンマルクト南側の通りで起こった悲劇 た。すると兵士らはその老人を銃床で殴打し、銃剣で刺しているのを見 んとか逃げようとするが、 った市民の多くがその犠牲となった。「ひとりの老人がわたしたちの通 大聖堂前広場に至るまで辺り一帯は虐待の現場と化して、 入する事態となった。そして、この通りで夜一○時以降、残虐行為が繰 ール銃を持った多数の兵士が、近くの家の戸口や窓を破壊し、屋内に乱 立っていた憲兵に向かって投石が起こる。これをきっかけにして、ゲベ 夜七時半頃、ビュルガー通りとタッシェンマッヘル通りの角で歩哨に その後市庁舎に設けられた収容所に連行された人々の 夜が明けると恐怖が市内を支配し始めた。 両替商のノール家の近くでまた殴られて倒れ 歩兵部隊とくに竜騎兵による市民虐待の事 竜騎兵部隊が出現してから 彼は立ち上がってな 無実であるにもかか 偶然通りか 騒然とし

メンバーの拠点として重要な役割を果たすことになる。に集まり、市民軍の結成が決議される。これ以降、このホテルは市民軍た雰囲気の中で、五日午前一一時頃多数の市民がホテル・ハルフの広間

第四章 市民軍の結成

持の任にあたっていたが、なんの理由もなく投石された。 事態が起こった。 うな布告が出された。 設を求めるためである。 り、市民代表が市庁舎に向かった。市長シュタインベルガーに市民軍創 民軍を創設すべし」「軍隊と警察は市から出るべきだ」という声が上 のホールに集まっていた市民の中から「安寧と秩序を維持するために市 秩序破壊に加担させないよう警告する。この警告が満たされなかった場 それゆえ、脅かされた公共の秩序を断固として維持することが急務とな 勧告したが無視され、むしろ兵士と役人への攻撃と野次は増えていった。 の兵士、憲兵、 た無秩序を引き起こしている開基祭であった。軍、警察、憲兵が秩序維 た。」「法と市の安寧を尊重するすべての市民は、自らの家族と奉公人を った。部隊は勧告になんら従わなかった群衆を解散させる命令を受け 八月五日、 当局は厳正に法を順守し、公共の秩序を維持するだろう。」ホテル 守備隊司令官ルント中将と州長官ラウマーの連名で次の 警官が傷ついた。安寧と秩序を回復するようにと何度も 第一のきっかけは、すでに何年となく繰り返されてき 「さる両日の夜、とくに昨四日の夜、 そのため多く 憂うるべき ょ

軍メンバーの拠点であったとすれば、市庁舎はケルンの行政当局と軍隊捕者の釈放も同時に実施することが約束された。ホテル・ハルフが市民市参事会メンバーが出席した会議で市民軍創設が許可された。また、逮市庁舎にはルント中将とラウマー長官ら軍と警察幹部もおり、彼らと

この譲歩は、 して一名ずつ派遣され、本部から中隊への指示を伝達する。舎へ報告する。本部には市長ら参事会員のほかに各中隊から 同じリボンを結びつけることとされた。また、 ただちに市当局の手によって市民軍の骨格が練られた。 さっそく市長と参事会員のリーダーシップの下で作業が開始された。」 である。これにより、 新聞』は次のような記事の号外を出した。「市民の提案を市当局が承認 兵営であった。 0 編成して担当市区を警らし、 ように決められた。 会員のヴィトゲンシュタインが就いた。概ね市民軍の警備体制は以下の 互選とされ、 決定された。市民衛兵であることを示す印として各自上着のボタン穴に 兵からなる六中隊とし、各自が居住する市区毎に中隊を編成することが したことにより、 点とする三カ所の間のやりとりとして展開された。同日夕刻、 r V わば権力装置の寄り合い所帯であった。もちろん、 全体を統括する大隊長には市長シュタインベルガーと参事 市庁舎に多く集まった市民の手によって勝ち取られたもの 図式すれば、これら三者の関係は、その後それぞれ 軍は撤退し、 各市区に設立された市民軍中隊は、 志願制の市民軍中隊が創設されることになった。 一時間毎にその状況を本部が置かれる市庁 代わって市民に治安維持が委ねられた。 中隊長はその中隊ごとの パトロー 非武装の市民衛 軍 手隊の拠点 連 絡要員と ・ル隊を 点は

った。「静寂と安寧が全市を支配した。」じて帰宅する者が多く、翌午前二時頃にはまったく人の気配がしなくなは多くの群衆が集まっていたが、誕生したばかりの市民衛兵の求めに応この日夕刻、前夜の惨劇の舞台となったアルテンマルクト広場周辺に

隊長のグリムベルクとラボーの二名が司令官ルント中将と交渉して武器えられた、という噂が市内に広がったのである。そこで、第一、第二中この日午後、軍隊が再び市内に進駐してくるらしい、兵士には弾薬が与しかし、翌六日の展開はけっして市民軍にとって順調ではなかった。

八四六年ケルン騒擾事件

は十分予想される情況であった。は十分予想される情況であった。とは十分予想される情況であった。の使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させなければならなかった。それの使用と軍が介入をしないことを約束させない。

示によって、市民軍の設立が公式に否認されたからである。 概要で述べたように、ルント司令官とラウマー長官の連名で出された告あったが、六日後の八月一二日、情況は大きく変化する。すでに事件のトロールを実施することが出来た。このように一度は回避された衝突でしたからであった。この夜も市民衛兵は、軍や憲兵に代わって市内のパトロールを実施することが出来た。このように一度は回避された衝突でい、前日同様に軍は出動しないこと、また憲兵隊も静観することを約束い、前日同様に軍は出動しないこと、また憲兵隊も静観することを約束い、前日同様に軍の設立が公式に否認されたからである。

第五章 顛末―おわりにかえて

ルティン祭という騒擾のきっかけが終了しても引き続き市民軍こそが治り渡すことは到底できなかった。一方、市民軍メンバーにとって、聖マと警察にとって、ケルンの治安維持任務をにわかに誕生した市民軍へ譲は軍の残虐行為を解明する調査委員会と協力することが決議された。軍おいて、祭りが終了した後でも部隊の解散をしないこと、また各中隊長八月一〇日夕刻、ホテル・ハルフのホールで開かれた市民軍の集会に

べきだ、と彼らは主張した。た組織としてではなく、恒常的な治安維持装置として法的に保証される安維持にあたるべきであった。今回の騒擾に対応して一時的に許可され

八四八年革命でベルリン市民軍が直面したのと同じ矛盾であった。る危険性さえ生まれたことに注目する必要がある。これらの問題は、一軍がそれに代わるのか。ケルンの場合、双方が一触即発の対立関係に陥街頭のパトロールを実施する際に、軍を優先するのか、それとも市民

ら警察、 指摘している。 三者連名による布告が出され、九月一○日付『ケルン新聞』に掲載され 0 市民軍創設の提案も国家への挑戦であるとして退け、 れを許可した事実もない、と強く否定した。そして、 が、そのために市民軍組織を結成することを認めたことはなく、 市民軍の結成については市民が治安の回復に協力することは許可した で、夜半には市内が平静に戻ったと、軍の介入を正当化しつつ、一方で た。それによると、騒擾の事実関係を当局の立場で辿りながら、 ボイエン、内務大臣ボーデルシュヴィンク、法務大臣ルッパーター 日の勅令によってこの請願は却下された。そして、翌五日付で陸軍大臣 民軍の認可を求める請願書を提出することを決議した。しかし、九月四 これを受け入れながらも市民軍メンバーの要求に沿って国王にケルン市 維持は軍と警察に委ねられるべきことを重ねて強調した。 一二日の市民軍解散命令に対して、ケルン市参事会は同日会議を開 軍隊に投石があり、多くの兵士と警察官が負傷したことを先ず 布告では、これに対処するため軍が武力を行使したこと 国家の安寧と秩序 いかなる武装した

はたして恒常的な組織として軍隊と代替可能な治安回復の権限を与えらの暴力装置が半ば機能不全状態に陥る中で暫定的に誕生した市民軍が、軍の基本的な問題点がすでに現れていることがわかる。すなわち、既存この事件の顛末から、革命期にプロイセン国民議会で議論された市民

大きな政治問題と化していった。本稿では、ケルンの騒擾事件を通して、騒擾の端緒、軍隊の介入、それきな政治問題と化していった。市民軍問題は、翌年春にベルリンで起こったジャガイモ革命の際にも浮上し、非武装の市民軍が一定の補完的役割を果たした。だが、の際にも浮上し、非武装の市民軍が一定の補完的役割を果たした。だが、の際にも浮上し、非武装の市民軍が一定の補完的役割を果たした。だが、の際にも浮上し、非武装の市民軍が上途の補完的役割を果たした。だが、大きな政治問題と化していった。

- 一九九九年二月所収)
 一プロイセン市民軍法案の審議を中心に―」(『立命館文学』第五八八号した兵器庫襲撃事件が、市民軍法案提出にきわめて大きな政治的影響をもたらしていたことを指摘した。拙稿「一八四八年革命における市民軍もたらしていたことを指摘した。拙稿「一八四八年革命における市民軍と、でルリン市内中心部で発生ーカ九九年二月所収)
- ② この暫定法は、わずか三カ条からなっていた。(一)市民軍法第七条の の所有となる。Verhandlungen der Versammlung zur Vereinbarung の所有となる。Verhandlungen der Versammlung zur Vereinbarung の所有となる。Verhandlungen der Versammlung zur Vereinbarung
- Mlf Lüdtke, Praxis und Funktion staatlicher Repression Preussen 1815-50, in: Geschichte und Gesellschaft, 1977. 3.S. 199-206.
- (Rudiger Hachtmann, Berlin 1848. Eine Politik-und Gesellschaftsgeschichte

- der Revolution. Bonn 1997, S.142.; Albrecht Funk, Polizei und Polizeistaat. Die Entwicklung des staatlichen Gewaltmonopols in Preussen 1847-1914. Frankfurt a.M.New York 1986, S.44f.
- Bürger Ermittelungs Commission, Bericht über die Ereignisse zu Köln von 3. und 4. August 1848 und den folgenden Tagen. Mannheim 1846. 事件に関する調査報告書は、ここで利用する正式版(カール・デスター編集)のほかに、ラボー編集版『八月三、四日のケルン事件』Die Kölner Ereignisse von 3. und 4. August nebst ihren Folgen, Mannheim 1846 があるが、残念ながら後者は入手できなかった。調査委員会は八月二五日家宅捜索を受け、蒐集した証言文書などが押収されるなどした上、二五日家宅捜索を受け、蒐集した証言文書などが押収されるなどした上、部告書そのものも発禁処分を受けた。調査委員会については、註②も参報告書そのものも発禁処分を受けた。調査委員会については、註②も参報に、Vgl.Dieter Dowe, Aktion und Organisation. Arbeiterbewegung, sozialistische und kommunistische Bewegung in der preussischen Rheinprovinz 1820-1852. Hannover 1970, S.118f.
-) Illustrirte Chronik 1844-1851. Band 1. Nendeln/Liechtenstein reprint 1978, S.27f.
- Alf Lüdtke, The role of state violence in the period of transition to industrial capitalism: the example of Prussia from 1815 to 1848, in: Social History, vol 4, No 2, May 1979, pp.199.
-) Bürger Ermittleungs Commission, a.a.O., S.3f.以下、Berichtと略する。
- の証言を交えて詳細に記している。 ⑨ Bericht, S.5ff.『事件報告書』は、この日の警備状況と衝突の様子を多
- した。憲兵と警察を軍が支援する体制がとられたものと思われる。ュパルツ少佐はブレンダモアー監察官とともに各部隊を出入り口に配置⑩ Bericht, S.15f. アルテンマルクト広場の警備を指揮したのは、副官シ
- *Bericht*, S.45f.
- 選挙で当選するなど、市政に足場を築く格好の機会となった。Dieter普通選挙制を要求する選挙集会をたびたび主催しており、ケルン市議会か、カール・デスターの名も見える。この時期、彼ら民主派メンバーは公 Bericht,. S.51f. 事件調査委員会に選出された7名の中にラボー、グリ

Dowe, a.a.O., S.118f.

- ぶりを強調する。 にいた市民を巻き込んでいく様子が描かれており、警察の「過剰防衛」 Bericht, S.5f. 報告書では若者集団と警官隊との間のこぜりあいが周囲
- Cambridge 1989. pp.86. たものである。Alf Leudtke, Police and State in Prussia, 1815-1850 犠牲者は本文中で紹介した樽職人であり、射殺ではなく銃剣で刺殺され は見つからない。リュトケは射殺により一名死亡と記しているが、この なお、ケルンの事件で軍隊が実際にゲベール銃を発砲したという証言
- Lüdtke, Praxis und Funktion.: in G& G, S.197f.
- *Bericht*, S.7-14.
- Bericht, S.9.
- Bericht, S.13.
- Bericht, S.20.

19 18 17) 16)

- 20 Bericht, S.46.
- Extrablatt der Kölnischen Zeitung, 8/5, 1846
- Bericht, S.50.

21)

- 22 23 情も考慮しなければならないが、騒擾事件の顛末がこれ以降始まる。 これには、聖マルティン祭がすでに九日(日曜日)に後祭を終えた事
- Bericht, S.78f.
- わる重大な懸案になった。 は陸軍が握るのか、という問題も軍制と国家権力そのものの根幹にかか いかに確保するか、という点であった。市民軍の管轄を内務省、あるい 今ひとつの問題点は、軍隊と市民軍をめぐる指揮命令系統の統一性を

(天理大学文学部助教授)